

東京都感染症医療体制戦略ボード設置要綱

制定 令和3年12月1日付3福保感防第2258号

一部改正 令和4年7月1日付4福保感防第1000号

一部改正 令和5年5月8日付5福保感防第427号

一部改正 令和7年4月1日付6保医感調第677号

(目的)

第1 未知の感染症を含むあらゆる感染症に係る全般的な医療提供体制についての助言を受けるため、東京都感染症医療体制戦略ボード（以下「戦略ボード」という。）を設置する。

(構成員の職務)

第2

- 1 構成員は、未知の感染症を含むあらゆる感染症に係る全般的な医療提供体制について、都の要請に基づき助言を行う。
- 2 都は構成員に対し、未知の感染症を含むあらゆる感染症について、拡大状況等の報告を求めることができる。

(委嘱)

第3 構成員は、救急医療又は感染症医療に精通した医師又はリスクコミュニケーションに関する学識経験者等の中から、保健医療局長が委嘱する。

(任期)

第4 構成員の任期は、委嘱の日から、保健医療局長が定めた日までとする。

(守秘義務)

第5 構成員は、その職務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(助言の記録)

第6 第2に定める構成員の助言を受けた場合には、別記様式1により記録する。また、第2の2に定める構成員の報告を受けた場合には、別記様式2により記録する。

(報償費)

第7 都は、別記様式1の記録に基づき、1日当たり17,200円（所得税源泉徴収分を含む。）の謝礼金を支払う。ただし、保健医療局長が構成員を招集し、第2の2に定める報告を受ける場合、別記様式2に基づき、1回当たり7,750円（所得税源泉徴収分を含む。）の謝礼金を支払う。

(庶務)

第8 戦略ボードの庶務は、保健医療局感染症対策部調査・分析課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、戦略ボードの設置等に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

この要綱の施行の日から令和5年6月30日までの間、第3条、第4条、第7条及び第9条中「保健医療局長」とあるのは、「福祉保健局健康危機管理担当局長」とし、第8条中「保健医療局感染症対策部調査・分析課」とあるのは、「福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課」とする。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別記様式1)

東京都感染症医療体制戦略ボード助言記録票

1 助言要請番号	年度－依頼 No.
2 構成員氏名	(氏名)
3 助言要請日	年 月 日 (曜日)
4 相談内容	
5 助言の方法 (該当箇所に○)	・ 口頭 ・ 書面 ・ その他
6 助言の要旨	
7 備考	
8 担当	(担当者名) (電話)

(別記様式2)

東京都感染症医療体制戦略ボード報告記録票

1 報告要請番号	年度－依頼 No.
2 構成員氏名	(氏名)
3 報告要請日	年 月 日 (曜日)
4 報告内容	
5 報告の方法 (該当箇所を○)	・ 口頭 ・ 書面 ・ その他
6 報告の要旨	
7 備考	
8 担当	(担当者名) (電話)